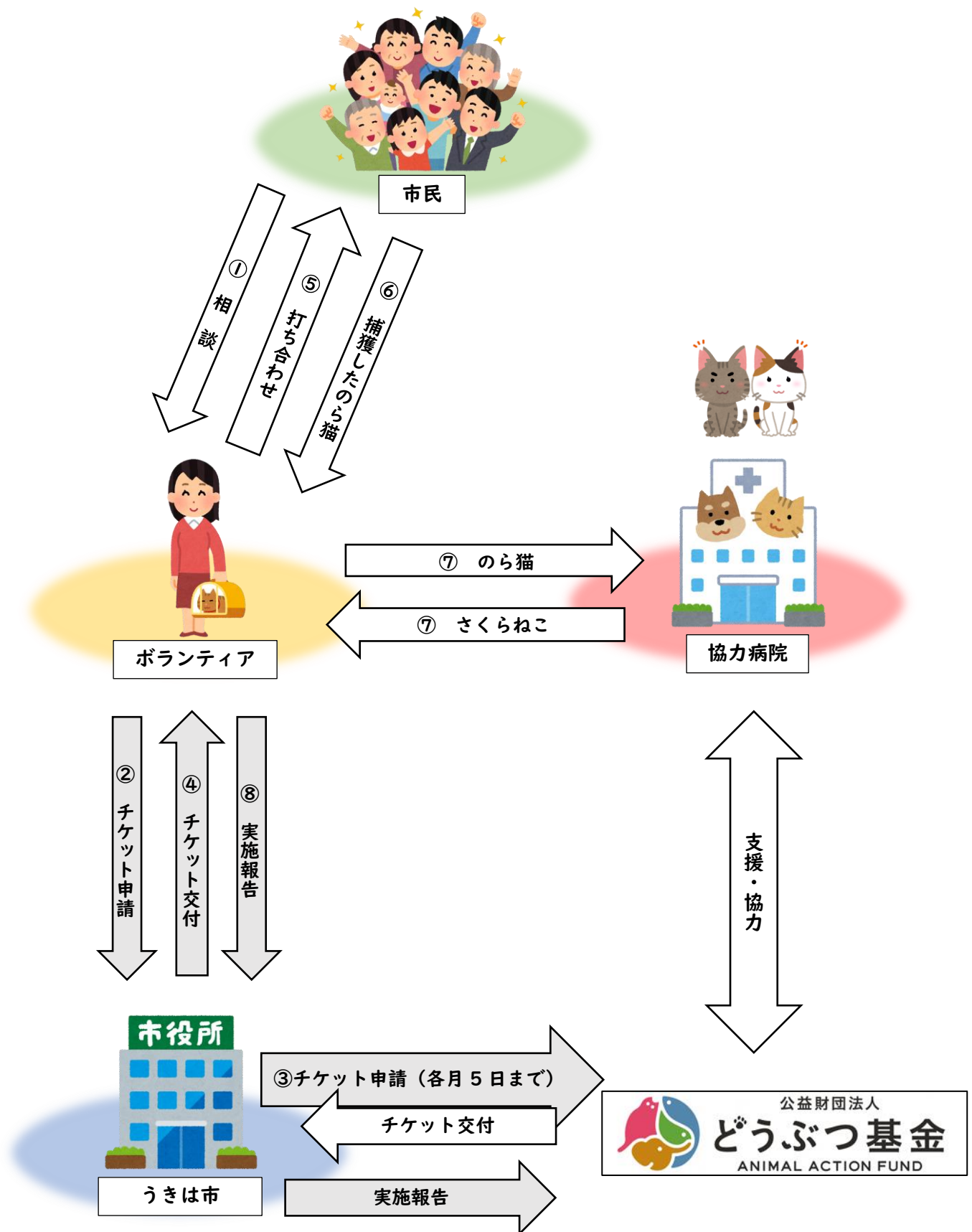


さくらねこ無料不妊手術事業の流れ (ボランティアが入る場合)



①希望する市民（相談者）から、ボランティアに相談する。
・飼い主のいる猫、もしくは市外に生息している猫は対象外。



②ボランティアから市へ無料手術チケットを申請する。
・申請は窓口にて「チケット交付申請受付簿」及び別紙の「（様式第 1 号）チケット交付申請書」により行う。



③交付申請書の審査後、申請内容が適正と認められる場合に市からボランティアに対し「（様式第 2 号）チケット交付決定通知書」を送付。
・申請受付後、翌月 1～5 日に市よりどうぶつ基金に対してチケット発行依頼を行い、チケット発行完了後に「（様式第 2 号）チケット交付決定通知書」とあわせてボランティアへ送付。
・交付決定通知後に申請者側による不正や問題等が生じた場合は「（様式第 3 号）チケット交付取消及び返還通知書」により通知を行う。
・当該月にどうぶつ基金のチケット発行枚数が上限に達していた場合は翌月以降に継続して発行依頼を行う。



④どうぶつ基金のチケット発行完了後、市からボランティアに発行完了の連絡を行う。
・ボランティアに対し窓口、または郵送にてチケットを渡す。



⑤チケットを受け取ったボランティアは、市民（相談者）と捕獲日時や方法、手術を受けたのら猫（さくらねこ）の取り扱い等の打ち合わせをする。
・捕獲器が必要な場合はボランティアが申請し、市が貸し出す。



⑥市民（相談者）がのら猫を捕獲し、ボランティアに引き渡す。
・場合によってはボランティアが捕獲する。



⑦ボランティアは、引き渡しを受けたのら猫を協力病院へ連れていき、手術を受けさせる。
・手術を受けたのら猫（さくらねこ）を協力病院から引き取り、市民（相談者）立ち会いのもと、元に居た場所へ戻す（相談者自身が猫を戻してもよい）。



⑧ボランティアは市に対し、実施報告を行う。
・実施報告は「（様式第 4 号）実施報告書 ※別紙含む」及び「対象の猫の手術前後の写真（各 1 枚ずつ）」により行う。
・市から捕獲器を借りていた時は返却する。